基本計画策定検討部会の設置について(案)

1. 部会設置の目的

消費者施策に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)の策定にあたって、計画に盛り込むべき大阪府の消費者施策の基本的な方針や計画に定めるべき内容等について助言等を行うため、大阪府消費者保護審議会規則 第18条の規定により基本計画策定検討部会を設置する。

2. 期間

平成26年3月~平成26年8月(計4回程度)

3. 審議予定事項

- 府民を取り巻く現状の分析と、府消費者行政の取り組みに関する評価について
- •「大阪府消費者基本計画(仮称)」の基本的な考え方について
- •「大阪府消費者基本計画(仮称)」に定めるべき内容等について
- ・計画内に定める消費者教育推進計画について

4. 部会構成

本審議会委員及び部会長が必要と認める者 7名程度

※参考

大阪府消費者保護審議会規則 第十八条

第十八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に 報告する。
- **5** 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の 指名する者がその職務を代理する。
- **6** 第五条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 第五条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議を もって審議会の決議とすることができる。